

脚注用語解説

脚注	頁	用語項目	解説
1	1	世界人権宣言	国連は、昭和 23 年 12 月 10 日、第 3 回総会で、「世界人権宣言」を採択し、人権の国際的基準を示した。世界人権宣言は、第 1 条で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と規定し、第 2 条では、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位」などによる差別の禁止を規定し、全ての人間の自由・平等・無差別の原則を定めている。
2	1	国際人権規約	昭和 41 年に国連が採択した規約で、①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又は A 規約）」、②「市民的及び、政治的権利に関する国際規約（自由権規約又は B 規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つ。わが国は、①及び②の 2 つの規約について、昭和 54 年 6 月に締結している。
3	1	国際婦人年	国際年の 1 つ。昭和 50 年を国際婦人年とし、婦人の地位を高め、男女差別撤廃を目指す運動が行われた。
4	1	国際児童年	国際年の 1 つ。昭和 54 年を国際児童年とし、全地球的規模で子供の権利の見直しを行った。その後 10 年の月日をかけて子供の権利の内容とその保障に向けての手立てが煮詰められ、平成元年に歴史上画期的な子どもの権利条約が国連で採択された。
5	1	国際障害者年	国際年の 1 つ。昭和 56 年を国際障害者年とし、障害者の尊厳や権利、社会参加の確保などを目的にした運動が各国で行われた。
6	1	国際先住民年	国際年の 1 つ。平成 5 年を国際先住民年とし、先住民の権利や要求を世界に知らせる大きなきっかけになった。
7	1	国際高齢者年	国際年の 1 つ。平成 11 年を国際高齢者年とし、高齢者の尊厳や権利、社会参加の確保などを目的にした運動が各国で行われた。

脚注	頁	用語項目	解説
8	1	人権教育のための国連10年	平成6年の国連総会で、人権教育を「あらゆる人々が、他の人々の尊厳を学ぶための総合的プロセス」とし、「差別や人権侵害を撤廃していく能力を身につけるもの」と位置付け、平成7年から平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議した。
9	1	人権教育のための世界プログラム	平成17年1月1日から10年間、それに先立った「人権教育のための国連10年」のフォローアップを目的として国連総会によって決められた計画。
10	1	人権教育のための国連10年・国内行動計画	政府は「人権教育のための国連10年」の採択を受けて、平成9年に「国内行動計画」を発表し、学校教育、社会教育などの生涯学習において、女性、子供、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人々などの重要課題に積極的に取り組むことを提唱している。
11	2	人権教育・啓発に関する基本計画	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年3月に策定された計画で、策定方針や構成を明らかにするとともに、わが国の人権教育・啓発の原状、基本的な在り方や推進の方策について述べている。
12	2, 24	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	平成28年に施行された法律。部落差別は許されないものであるとし、その解消に向けた国や地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育啓発の推進等に努めることを定めた法律。
13	2	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、平成28年に施行。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などについて定められている。令和3年5月に民間事業者にも合理的配慮を義務付ける主旨の改正法が成立した。公布日から起算して3年を超えない範囲内で施行される。

脚注	頁	用語項目	解説
14	2, 25	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	平成 28 年 6 月に施行された法律で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言している。また、その解消にむけた取組について、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動などを実施することが定められている。
15	2	上尾市人権教育・啓発推進計画	人権教育のための国連 10 年（平成 7～平成 16 年）に対応し、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に関する教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するための行動計画及び実施計画書として、平成 12 年 3 月に上尾市人権教育・啓発推進本部が取りまとめた計画。
16	2	上尾市人権施策推進懇話会	上尾市が取り組むべき人権問題の課題や人権施策の方向について、広く有識者の意見を求めるため、平成 14 年 4 月に設置した懇話会で、同年 10 月に人権施策の推進体制や人権教育・啓発推進のあり方などを骨子とする「上尾市の人権施策推進のあり方」を提言した。
17	2	上尾市人権施策推進指針	平成 16 年 3 月に上尾市が策定した指針で、市として人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権課題や施策展開の方向などの基本的な考え方を示した指針。
18	2	上尾市人権教育推進協議会	平成 15 年 11 月に設置された。今後の人権施策の中で重要な部分である人権教育の推進を担う協議会。
19	6, 9	人権感覚育成プログラム	埼玉県教育委員会が作成した、豊かな人権感覚を育成するための実践プログラム集。学校教育編と社会教育編がある。
20	18	NPO	Non Profit Organization の略で、民間非営利組織の意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。平成 10 年には、任意団体に法人格を与え、NPO の活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されている。

脚注	頁	用語項目	解説
21	19	男女共同参画社会基本法	平成 11 年 6 月に施行された法律で、基本理念には男女が性別により差別的取扱いを受けないこと、社会の制度や慣行をできる限り中立なものとする事、政策の立案や決定に男女が共同して参画することなどがあげられており、国に対しては男女共同参画基本計画を、都道府県には男女共同参画計画の策定を義務付けている。
22	19	デュエットプラン 21	上尾市男女共同参画計画の愛称。女性の人権が守られる男女共同参画社会の実現を目指し総合的な施策を推進するための、平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間の計画。平成 23 年には、平成 23 年から平成 32 年までを計画期間とする「第 2 次デュエットプラン」が策定されている。
23	19	ジェンダー	社会的・文化的側面からみた性別、男女の性。
24	19	DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。
25	19	セクシュアルハラスメント	相手の望まない性的な誘いや要求その他の性的な発言や行動で、次のように大別されている。対価型は人事権を持つ人が職場における上下関係を利用して個人的関係を強要するなど雇用上の利益・不利益を条件にした性的嫌がらせ。環境型は容姿・年齢に対する嫌がらせなど、女性の人格をおとしめる発言や行動を繰り返して、職場環境を不快にする行為。
26	23	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。
27	24	えせ同和行為	同和団体を名乗り、企業や官公署又は個人に対し、同和问题への取組を口実として行われる不法、不当な行為や要求。表向きは差別解消運動を装って行われることが多い。
28	25	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

脚注	頁	用語項目	解説
29	25	上尾市国際交流協会（AGA）	未来ある心豊かな国際社会を築くため、地域と地域、個人と個人の交流を深めていく必要があるとの視点から設立されている会員組織で、市民交流の母体となっている。この組織には、外国籍の方への日本語教室を実施している「日本語委員会」や外国籍会員向けの生活情報を提供している「生活情報委員会」など、7つの委員会が設けられている。
30	26	H I V	Human Immunodeficiency Virus の略で、ヒト免疫不全ウイルスの意味。
31	26	エイズ（A I D S）	後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）の頭文字をとった病名。
32	27	北海道旧土人保護法	明治32年に貧困にあえぐ「北海道旧土人」（アイヌ民族）を保護する目的で作られた。土地、医薬品、授業料の供与、固有の習慣風俗の禁止などを定めたもの。実際はアイヌ民族の共有の土地や権利を没収し、同化政策を推進するための法的根拠として活用された。
33	27	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元年に施行。アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示すとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目的とする。
34	28	S N S	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービスのこと。
35	28, 31	L G B T	レズビアン（Lesbian:女性同性愛者）、ゲイ（Gay:男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual:両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender:出生時に決められた性別と自認する性別が異なる人）の英語の頭文字をまとめた言葉。性の多様性を総称する言葉の一つ。他にも同様の意味の言葉で、複数形の「s」をつけた「LGBTs」、「クエスチョニング（Questioning:自分の性のあり方を明確に決められない人）」をつけた「LGBTQ」等といった言葉もある。
36	31	性同一性障害	生物学的な性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。
37	31	性的マイノリティ	同性愛者や性別違和、性同一性障害など、性自認や性的指向に関して少数者とされている人の総称。

上尾市人権尊重都市宣言

平成7年10月3日宣言

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

【資料 3】

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。（後略）

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（後略）

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。（後略）

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。（後略）

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(後略)

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(後略)

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。(後略)

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【資料4】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

【資料 5】

上尾市人権教育推進協議会条例

平成28年3月28日

条例第7号

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、同法第2条に規定する人権教育（以下「人権教育」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、上尾市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、人権教育に関する市の基本的な計画（以下「人権教育推進基本計画」という。）の策定及びその変更について協議する。

2 前項に規定するもののほか、協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人権教育推進基本計画に基づく施策の推進その他人権教育推進基本計画に関すること。
- (2) 人権にかかわる機関又は団体との連携及び協力に関すること。
- (3) その他人権教育の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者
- (4) 人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者
- (5) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

【資料 6】

上尾市人権教育推進協議会委員名簿

氏 名	区 分 等	備 考
大澤 聡	学校教育の関係者（上尾市立大石南中学校長）	
瀧沢 葉子	学校教育の関係者（上尾市立大石北小学校長）	令和 4 年度
太田 光登	学校教育の関係者（上尾市立中央小学校長）	令和 5 年度
本田 誠治	社会教育の関係者（原市集会所運営委員会委員）	
近藤 博昭	社会教育の関係者（上尾市公民館運営審議会委員長）	
須藤 大樹	社会教育の関係者（上尾市 P T A 連合会副会長）	令和 4 年度
深山 純	社会教育の関係者（上尾市 P T A 連合会副会長）	令和 5 年度
豊田 健介	社会教育の関係者（上尾市 P T A 連合会副会長）	
吉澤 章子	人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者（人権擁護委員）	
船生 養子	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者（女性フォーラムあげお会長）	
井上 禮子	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者（上尾市手をつなぐ親の会相談役）	
関本 正弘	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者（上尾市国際交流協会会長）	
鈴木 玲子	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者（特定非営利活動法人彩の子ネットワーク共同代表）	
柴崎 政美	識見を有する者（上尾市立養護老人ホーム恵和園元施設長）	
曾我部 延孝	識見を有する者（上尾看護専門学校元事務長）	会 長
大場 玲子	識見を有する者（民生・児童委員）	副会長



上尾市人権教育推進プランー基本計画ー
【第2次改訂版】

発行年月 令和6年3月
発行 上尾市教育委員会教育総務部生涯学習課
〒362-8501 上尾市本町3-1-1
TEL 048-775-9490

夢を育み 未来を創る 上尾の教育

